

令和4年度 福島県市町村総合事務組合 職員(大学卒程度)採用候補者試験

令和3年4月30日

福島県市町村総合事務組合職員(大学卒程度)採用候補者試験を次により行います。

福島県市町村総合事務組合

1 試験職種、採用予定年月日、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定年月日	採用予定人員	職務内容
行政事務	令和4年4月1日	1名程度	地方自治法の一部事務組合である当組合において、共同処理の事務に従事します。

2 受験資格

昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。）
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間 令和3年5月12日（水）～ 令和3年6月11日（金）

4 試験期日、試験会場及び合格者発表

区分	期日	試験会場	合格者発表
第1次試験	令和3年7月11日（日）	福島大学	令和3年8月下旬頃
第2次試験	令和3年9月中旬頃の指定する1日	福島県自治会館	令和3年10月上旬頃

※新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況によっては、試験会場が変更となる場合があります。

合格発表は、福島県自治会館前の掲示板及び当組合のホームページに合格者の受験番号を掲示等するほか、合格者には文書で通知します。

5 試験種目及び内容

大学卒程度で次により行います。

区分	試験種目	内容
第1次試験		
	教養試験 出題数：40題	職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。 【出題分野】 時事、社会、人文に関する一般知識を問う問題（13題） 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（27題） ※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「自然に関する一般知識分野」、「国語」の出題はありません。
	専門試験 出題数：40題	職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。 【出題分野】 1.憲法 2.行政法 3.民法 4.経済理論 5.経済政策・経済事情 6.財政学・金融論 7.社会政策(社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用) 8.政治学・行政学 9.国際関係 10.社会学・教育学 上記10分野からそれぞれ5題ずつ出題。その中から8分野を選択し選択した分野の5題すべてを解答
	適性検査	職務遂行に必要な適性について検査を行います。
第2次試験		
第1次試験合格者に対して行います。		
	口述試験	個別面接による試験を行います。

6 合格者の決定方法及び合格基準について

第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定されます。

第2次試験は第1次試験合格者に対して行い、最終合格者は第1次試験と第2次試験の得点を合計した上で、採用予定人員を勘案して決定されます。

ただし、それぞれの試験において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

7 受験手続き

(1) 受験申込みの方法

試験申込用紙の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験申込用紙（試験申込書及び受験票）は、当組合で交付します。 ○ 郵送により試験申込用紙（試験申込書及び受験票）を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度採用候補者試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った自分あての返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。 なお、返信の日程上、郵送での請求は5月28日（金）必着でお願いします。
提出書類	試験申込用紙（試験申込書及び受験票） <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込みの際には、受験票に写真を貼らないでください。 ○ 試験申込書と受験票は切り離さないでください。
提出先	福島県市町村総合事務組合 〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館2階 <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送で提出する場合は、試験申込用紙（試験申込書及び受験票）を封筒（角型2号）に入れ、その表に赤で「大学卒程度採用候補者試験申込」と書いて、84円切手を貼った自分あての返信用封筒（長型3号）を同封の上、必ず簡易書留にして送付してください。 ○ 当組合に持参して提出する場合には、返信用封筒は不要です。

受付期間	<p>令和3年5月12日（水）から 令和3年6月11日（金）まで</p> <p>○ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。</p> <p>○ 郵送による場合は、6月9日（水）の消印のあるものまで受け付けます。</p> <p>○ 受付期間前及び受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。</p>
------	---

(2) 第1次試験受験の際の注意事項

試験当日 持参する もの	<p>① 受験票（最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向、縦6cm×横4.5cm）1枚を所定の欄に貼ってください。）</p> <p>② 鉛筆（HB）（※鉛筆（HB）以外の鉛筆、シャープペンシル、ボールペン等は使用不可）</p> <p>③ プラスチック消しゴム</p> <p>④ 昼食</p>
その他	○ 試験当日の試験会場への自家用車の乗入れを禁止します。また、家族による送迎も試験会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

8 給与

(1) 給料月額

- 令和3年4月1日現在の大学新卒者の初任給の基準は次のとおりとなっており、上位の学歴や採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により考慮されます。

給料月額	193,100円
------	----------

- 給与月額の変更が行われる場合があります。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務（残業）手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

9 合格から採用までの流れ



- 採用は、令和4年4月1日付けとなります。

10 試験結果の開示

第1次試験の結果について、福島県市町村総合事務組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、受験者本人が直接当組合へおいでください。

また、開示の期間は、第1次試験合格者発表日から2週間とし、開示の時間は、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

■この試験に関する問い合わせ先

福島県市町村総合事務組合

〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館2階 電話:024-522-2373

【福島県市町村総合事務組合の概要】

(1) 設立の根拠

地方自治法上の一部事務組合です。(地方自治法第 286 条ほか)

(2) 組合を組織する地方公共団体 (構成団体 : 13 市 46 町村 27 組合 1 連合)

福島県内の全市町村並びに市町村の一部事務組合及び広域連合で組織されています。

(3) 組合の共同処理事務

ア 常勤職員に対する退職手当の支給事務

イ 消防団員の公務災害補償及び退職報償金支給事務

ウ 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務 ほか

(4) 職員 地方公務員法の適用を受ける一般職の地方公務員となります。